



略

略

第一条の三、第四条の三 略

(許可の更新の申請)

第五条 略

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物等が、条例第十二条の三第一項の点検（以下「点検」という。）を行つた広告物等又は面積が一平方メートル以内の広告物等（移動広告物を除く。）である場合にあつては第一号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるものを添付を省略することができる。

- 一 当該広告物等の全景を申請前一月以内に撮影したカラー写真
- 二 第九条の三第七項に規定する書面（電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前三月以内に行つた点検に係るものに限る。）
- 三 その他知事が必要と認めるもの

3 略

第六条、第九条 略

(管理者設置義務)

第九条の二 条例第十二条の二第一項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 はり紙
- 二 広告幕
- 三 立看板
- 四 移動広告物
- 五 アドバルーン

略

略

第一条の三、第四条の三 略

(許可の更新の申請)

第五条 略

2 前項の申請書には、許可の更新を受けようとする広告物等の全景を撮影したカラー写真（申請前一月以内に撮影したものに限り。）を添付しなければならない。ただし、広告物等の種類が移動広告物であるとき、又は広告物等の面積が一平方メートル以内であるときは、この限りでない。

3 略

第六条、第九条 略

(新設)

点検結果の報告書に添付するものを定めるもの。

H30.7.1施行

管理者を設置する必要のない屋外広告物を定めるもの。

H30.4.1施行

2 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

一 地上から広告物等の上端までの距離が四メートルを超える広告物等

二 地上から広告物等の上端までの距離が四メートル以内の広告物等で、かつ、条例第八条第一項の規定により定めた許可の期間が一年を超える広告物等

3 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 電柱類広告 次に掲げる者

イ 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。）

ロ 都道府県、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）

又は中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。）の長が行う条例第三十条第一項に規定する屋外広告物講習会（以下この条において「講習会」という。）の課程を修了した者

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

ニ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士で、かつ、講習会の課程を修了した者

ホ 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種電気工事士

ヘ その他知事が指定する者

二 電柱類広告以外の広告物等 前号イ、ハ、ニ又はへに掲げる

専門的な知識を有する者を管理者とする必要がある屋外広告物を定めるもの。

H30.4.1施行

一定の屋外広告物について専門的な知識を有する者として管理者となることができる者を定めるもの。

H30.4.1施行

者

(点検)

第九条の三 点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、点検を行わなければならない。

一 広告物等の変更又は改造(条例第九条第一項ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。)

二 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生

三 その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により点検を行った場合における第一項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 点検は、次に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目がない場合は、この限りでない。

一 基礎部及び上部構造部 次に掲げる項目

イ 基礎のクラック、支柱と根巻きの間の隙間、支柱のぐらつき等

ロ 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等

ハ 鉄骨のさびの発生及び塗装の老朽化等

二 支持部 次に掲げる項目

イ 鉄骨接合部(溶接部及びプレート)の腐食、変形、隙間等

ロ 鉄骨接合部(ボルト、ナット及びビス)のゆるみ、欠落等

三 取付部 次に掲げる項目

イ アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形等

(新設)

屋外広告物の点検方法を定めるもの。

H30.4.1施行

- ロ 溶接部及びコーキングの劣化等
- ハ 取付対象部（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常等
- 四 広告板 次に掲げる項目
  - イ 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビスの欠落等
  - ロ 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
  - ハ 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等
- 五 照明装置 次に掲げる項目
  - イ 照明装置の不点灯、不発光等
  - ロ 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
  - ハ 周辺機器の劣化、破損等
- 六 付属部材等 次に掲げる項目
  - イ 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損等
  - ロ 避雷針の腐食、損傷等
- 七 その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目
- 5 前条第三項の規定は、条例第十二条の三第一項に規定する規則で定める者について準用する。
- 6 条例第十二条の三第一項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。
  - 一 条例第五条第一項各号に掲げる広告物等
  - 二 第九条の二第一項各号に掲げる広告物等
  - 三 前二号に掲げる広告物等のほか、第一項から第三項までに規定する点検を実施する時期（第二項第三号に掲げる時期を除く。）において、表示又は設置の期間が十年を超えない広告物等で、かつ、条例第七条各号に掲げる禁止広告物でないことを目視により確認した広告物等
- 7 条例第十二条の三第二項の規定による点検の結果の提出は、次

屋外広告物を点検することができるとして、専門的な知識を有する者を定めるもの。  
H30.4.1施行  
点検の不要な屋外広告物を定めるもの。  
H30.4.1施行

に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 広告物等の種類及び設置場所

二 点検を行った日

三 点検の実施者の氏名

四 点検箇所、点検項目及び異常箇所の有無

五 異常箇所の改善状況（点検により公衆に対して危害を加える

おそれがある異常が認められた場合に限り。）

六 その他知事が必要と認める事項

8 前項の書面には、次に掲げるものを添付しなければならない。

ただし、点検に係る広告物等が電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの（面積が一平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるもの）の添付を省略することができる。

一 点検の実施者が第五項において準用する前条第三項各号に定める者であることを証する書面の写し

二 点検後（点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常箇所の改善後に）に広告物等の全景を撮影したカラー写真

第十条～第十八条 略

（講習会等）

第十九条 条例第三十条第一項に規定する屋外広告物講習会（以下この条及び別表第三において「講習会」という。）には、次に掲げる課程を置くものとする。

一～三 略

2～7 略

（業務主任者となる知識を有する者の認定）

第二十条 略

点検結果の提出を行う書面に記載する事項を定めるもの。

H30.4.1施行

点検結果の提出を行う書面に添付する資料を定めるもの。

H30.4.1施行

第十条～第十八条 略

（講習会等）

第十九条 条例第三十条第一項に規定する屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）には、次に掲げる課程を置くものとする。

一～三 略

2～7 略

（業務主任者となる知識を有する者の認定）

第二十条 略

既出の文言を削除するもの。

H30.4.1施行

二 広告物等の表示又は設置に関し、過去五年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者

第二十一条～第二十五条 略

附 則 略

別表第一、別表第二 略

別表第三（第十九条関係）

講習会の課程の一部を免除する者	免除する課程	職業能力開発促進法 に基づきデザイン科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイン科若しくは商業デザイン科に係る職業訓練を修了した者	略
免除する受講手数料の額	略	略	略

二 広告物等の表示又は設置に関し、過去五年間屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者

第二十一条～第二十五条 略

附 則 略

別表第一、別表第二 略

別表第三（第十九条関係）

講習会の課程の一部を免除する者	免除する課程	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づきデザイン科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイン科若しくは商業デザイン科に係る職業訓練を修了した者	略
免除する受講手数料の額	略	略	略

各法律番号について既出のため削除するもの。

H30.4.1施行

---

略	略

---

略	略

---

様式第1号 (第3条関係)

屋外広告物表示 (設置) 許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿  
 申請者：住所 氏名又は名称 電話  
 氏名又は名称  
 氏名又は名称 電話  
 氏名又は名称 登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号

屋外広告物 (屋外広告物を掲出する物件) の表示 (設置) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物等の種類	(特殊照明装置の有無)	(電話)	広告物等の概要 (形状、意匠、色彩、大きさ)
管理者 (定まっている場合に記入のこと。)	(住所)	(電話番号)	(氏名又は名称) _____ (資格の名称)
表示 (設置) の場所	地域区分	地域	
表示 (設置) の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
表示 (設置) の個数	個 (枚) 面積	表示 (1個 (枚)につき) m <sup>2</sup>	
表示 (設置) の概要 (該当するものを記入すること。)	1 屋上又は独立して地上に表示 (設置) する広告物等 (高さ) m 2 壁面に表示 (設置) する広告物等 (突出し幅) m 3 屋上に表示 (設置) する広告物等 (建築物等の高さ) m 4 電柱類広告 (下端から地上までの距離) m 5 第1種禁止地域内の自家用広告物 (敷地内に既設している広告物等の数)		
特別許可の申請事由 (条例第5条の2又は第10条第2項の規定による許可申請の場合)	別紙のとおり		
工事完了予定年月日	年 月 日		
収入 証紙欄			

(注意)  
 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。  
 2 ①表示 (設置) 場所の取囲、②構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書、③表示 (設置) する土地又は建築物等の使用の本籍を証するもの等 (他人の土地又は建築物等を利用する場合)、④他の法令により必要とされる許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。広告物等 (はり紙、立看板又は移動広告物) の高さ、突出し幅、電柱類又は移動広告物 (突出し幅) の高さ、色彩に関する許可申請書については、広告物等の概観の欄又は添付する書類中に次の事項を明示してください。  
 (1) 使用する色のベンチル値又は二値法日本人塗料工業会 (昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会という名称で設立された法人をいう) 発行の標準色見本簿の色票番号  
 (2) (1)の取囲が不明の場合は、色見本を添付すること  
 3 登録の名称が不明な屋外広告物表示 (設置) 許可の申請書に、第3項各号に掲げる資格等の名称等を入力すること (管理業者の設置が不要な広告物等) 及び地上から広告物等の上面までの距離が、当該1号以内の広告物等であること、許可の期間が1号以内の広告物等に係る申請の場合に、地上から地上までの距離が、はり紙又は立看板のときは、「表示 (設置) の場所」の欄には表示する市町村名を記入してください。  
 4 「F」の欄には記入しないでください。

上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。

決裁欄	所長	副所長・次長	班長	副班長	班員
許可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
許可番号	第 号	指合	号	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ この申請が土木事務所へ到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

様式第1号 (第3条関係)

屋外広告物表示 (設置) 許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿  
 申請者：住所 氏名又は名称 電話  
 氏名又は名称  
 氏名又は名称 電話  
 氏名又は名称 登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号

屋外広告物 (屋外広告物を掲出する物件) の表示 (設置) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物等の種類	(特殊照明装置の有無)	(電話)	広告物等の概要 (形状、意匠、色彩、大きさ)
管理者 (定まっている場合に記入のこと。)	(住所)	(電話番号)	(氏名又は名称) _____ (職業)
※表示 (設置) 者が 県外の場合は必置			
表示 (設置) の場所	地域区分	地域	
表示 (設置) の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
表示 (設置) の個数	個 (枚) 面積	表示 (1個 (枚)につき) m <sup>2</sup>	
表示 (設置) の概要 (該当するものを記入すること。)	1 屋上又は独立して地上に表示 (設置) する広告物等 (高さ) m 2 壁面に表示 (設置) する広告物等 (突出し幅) m 3 屋上に表示 (設置) する広告物等 (建築物等の高さ) m 4 電柱類広告 (下端から地上までの距離) m 5 第1種禁止地域内の自家用広告物 (敷地内に既設している広告物等の数)		
特別許可の申請事由 (条例第5条の2又は第10条第2項の規定による許可申請の場合)	別紙のとおり		
工事完了予定年月日	年 月 日		
収入 証紙欄			

(注意)  
 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。  
 2 ①表示 (設置) 場所の取囲、②構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書、③表示 (設置) する土地又は建築物等の使用の本籍を証するもの等 (他人の土地又は建築物等を利用する場合)、④他の法令により必要とされる許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。広告物等 (はり紙、立看板又は移動広告物) の高さ、突出し幅、電柱類又は移動広告物 (突出し幅) の高さ、色彩に関する許可申請書については、広告物等の概観の欄又は添付する書類中に次の事項を明示してください。  
 (1) 使用する色のベンチル値又は二値法日本人塗料工業会 (昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会という名称で設立された法人をいう) 発行の標準色見本簿の色票番号  
 (2) (1)の取囲が不明の場合は、色見本を添付すること  
 3 登録の名称が不明な屋外広告物表示 (設置) 許可の申請書に、第3項各号に掲げる資格等の名称等を入力すること (管理業者の設置が不要な広告物等) 及び地上から広告物等の上面までの距離が、当該1号以内の広告物等であること、許可の期間が1号以内の広告物等に係る申請の場合に、地上から地上までの距離が、はり紙又は立看板のときは、「表示 (設置) の場所」の欄には表示する市町村名を記入してください。  
 4 「F」の欄には記入しないでください。

上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。

決裁欄	所長	副所長・次長	班長	副班長	班員
許可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
許可番号	第 号	指合	号	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ この申請が土木事務所へ到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

管理者資格の義務づけ  
 にあたり、様式中の管  
 理者欄を変更するも  
 の。

H30.4.1実行



